

保 存 版

事業者用 ごみの出し方手引き

家庭ごみとは分別が異なります！



WANPUG

平成25年4月

別府市・杵築市・日出町・別杵速見地域広域市町村圏事務組合

目

次

はじめに	1
事業者の責務	2
廃棄物の区分(事業系一般廃棄物とは?)	3~4
事業系廃棄物の処理方法	5~6
事業者向け分別辞典	7~16
Q & A	17~18

はじめに

近年、地球温暖化や天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題が大きくクローズアップされ、環境問題に対する市民の皆さんの関心もかつてないほどに高まっています。

環境問題のひとつである廃棄物処理に関しては、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の「3R」を通じて、限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会を形成していくことが重要な課題となっています。

こうした状況の中、別杵速見地域(別府市、杵築市、日出町)においても、平成19年1月に「別杵速見地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、各種のごみ減量・リサイクル施策に積極的に取り組んでおり、ごみ処理量は年々減少傾向にあります。

しかしながら、家庭や事業所から出されるごみを見ると、現在においても、リサイクルできる紙類が相当含まれていることや、事業者の責任において処理しなければならない産業廃棄物も含まれている状況が見受けられます。

今後、更なるごみの減量化と再資源化を実現するためには、ごみ減量の実践者である市民・事業者の皆さんと協働して、各種ごみ減量施策の推進を図ることが重要であり、とりわけ今回は、事業者の皆さんが排出するごみに関して、より理解を深めていただき、ごみ減量の推進を図ることを目的として「事業者用ごみの出し方手引き」を作成しました。

事業者の皆さんにおかれましては、この手引きをご一読いただき、共にごみ減量を推進し、循環型社会の実現をめざしていただきますようお願いいたします。



1

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめとする、循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル関連法において、事業者はごみの減量化に努めることや、再資源化及び適正処理等について、国や市町村の施策に協力することが法律で定められています。

また、事業活動から発生したごみは事業者自らの責任で処理しなければならないことも、義務付けられています。

事業系廃棄物（事業ごみ）とは・・・？

法人・個人、営利団体・非営利団体、量の多少にかかわらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所・農業・漁業などの事業活動により排出されるごみは全て「事業系廃棄物（事業ごみ）」です。

事業者の責務《廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条より抜粋》

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物（事業ごみ）を、自らの責任において処理しなければならない。

→ よって、家庭ごみの集積所等に事業ごみは出せません！

量の多少にかかわらず、家庭ごみの集積所等に事業ごみを排出した場合、『不法投棄』として処罰の対象となります。

また、ごみの『野外焼却』についても原則として禁止されています。廃棄物処理法では、法に違反して不法投棄、又は廃棄物を焼却（野焼き）をした者への罰則について『5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金又はこれらの併科』と定めています。（法人の場合は3億円以下の罰金と定めています。）

- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければならない。

→ よって、分別等を徹底し、ごみの減量に努めなければなりません！

3R（スリーアール）の取り組みを徹底してください



リデュース **R**educe

【ごみを減らすこと】

- ◇自分専用のカップを用意して、使い捨てカップは使わない
- ◇文房具類は大切に最後まで使い切る
- ◇昼食などは使い捨て容器を使用しないなど

リユース **R**euse

【繰り返し使って使うこと】

- ◇ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は再利用する
- ◇新品でなくてよいものは、中古品を購入する
- ◇備品などで修理して使えるものは、捨てずに修理をするなど

リサイクル **R**ecycle

【資源として再利用すること】

- ◇紙類、金属、ガラスなど再生資源業者に引渡し、再資源化する
- ◇プラスチックなどで、原料として利用できるものは製造元や仕入先に引き取ってもらうなど

2

廃棄物の区分(事業系一般廃棄物とは?)

廃棄物の定義

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(以下「廃棄物処理法」という)において、『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)と定義しています。

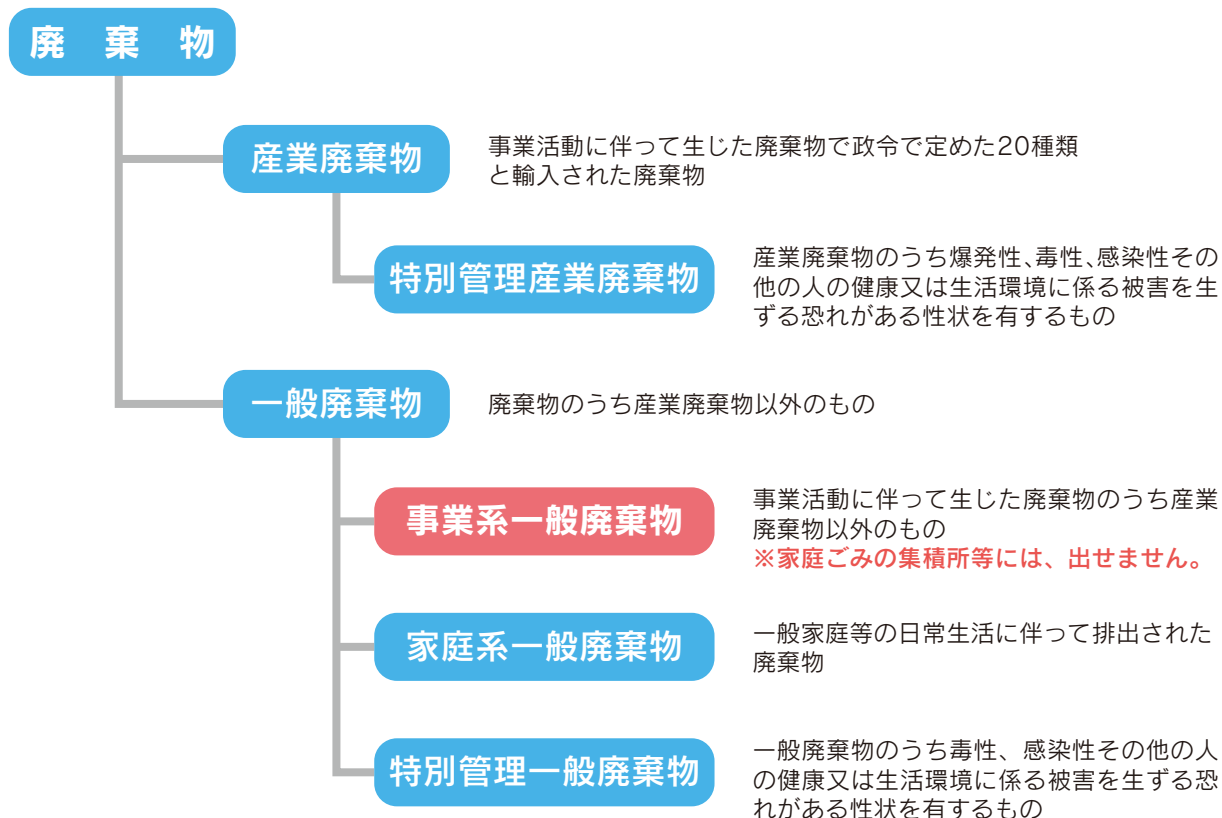
廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物は『産業廃棄物』と産業廃棄物以外の『一般廃棄物』に分類されています。『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定めた20種類と輸入された廃棄物のことをいいます。

また、『産業廃棄物』のうち爆発性、毒性、感染性その他ひとの健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがあるものを『特別管理産業廃棄物』といいます。

『一般廃棄物』は家庭の日常生活に伴って生じる『家庭系一般廃棄物』と、事業活動に伴って生じる『事業系一般廃棄物』に区分され、さらに廃家電製品に含まれるPCB使用部品や、感染性一般廃棄物等の『特別管理一般廃棄物』があります。

事業活動に伴って生じたごみのうち、藤ヶ谷清掃センターに搬入できるごみは『事業系一般廃棄物』になります。



産業廃棄物の種類と具体例

※藤ヶ谷清掃センターには搬入できません

	種 類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず コンクリートくず および陶磁器くず	廃ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	以上の(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固化物）	
21	輸入された廃棄物	(1)～(20)の廃棄物、ただし船舶、航空機の乗組員等の生活ごみ、し尿等及び入国者が携帯した生活ごみを除く

3

事業系廃棄物の処理方法

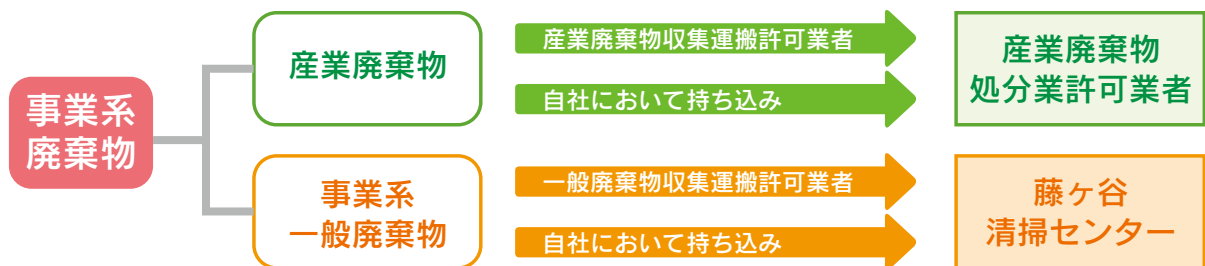
事業系ごみは家庭ごみの集積所に出すことはできません！

『廃棄物処理法』第3条において事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

これは、事業所から出されるごみは、市町が行っている家庭ごみの収集には出してはならず、許可業者に処理を委託するか、自ら清掃センターに持ち込むなどして、適正に処理する責任があることを意味しています。

事業系廃棄物の処理について

事業者の皆さんが排出する廃棄物は、『産業廃棄物』と『事業系一般廃棄物』に区分され、処理方法が異なります。また、古紙、びん、缶など貴重な資源については、ごみにせず、分別ボックスなどにより分別排出をこころがけ、リサイクルしてください。



1. 産業廃棄物の処理について

『産業廃棄物』は、自らが『産業廃棄物処分業許可業者』へ直接持ち込む方法と、大分県の許可する『収集運搬業者』と契約を交わし処理する方法があります。

産業廃棄物の処理業許可業者についてのお問合せ先

(一社)大分県産業廃棄物協会 TEL : 097-503-0350

<http://oita-sanpaikyo.or.jp/>

2. 事業系一般廃棄物の処理について

(1) 収集運搬業者に処理を委託する場合

『事業系一般廃棄物』の処理を依頼する場合は、皆さんの事業所がある市町が許可した『収集運搬業者』に収集を依頼(契約)してください。

※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、それらの行為を行うことは、法律で禁止されています。また『収集運搬業者』への委託料は、業者によって異なります。契約を行う際には、料金、収集時間、収集回数、収集量、分別方法等の必要事項について、確認をお願いします。

事業系一般廃棄物の処理業許可業者についてのお問合せ先

- ・別府市環境課 TEL : 0977-21-1134
- ・杵築市生活環境課 TEL : 0978-62-3131
- ・日出町生活環境課 TEL : 0977-73-3128

(2) 藤ヶ谷清掃センターに自ら搬入する場合

『事業系一般廃棄物』を藤ヶ谷清掃センターに自己搬入する場合は、『もやすごみ』、『もやさないごみ』、『粗大ごみ』に分別して持ち込んでください。



持ち込みできるもの

●事業系一般廃棄物

もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみに分別を！

① もやすごみ

- ・生ごみ、茶がら
- ・弁当がら（※従業員の個人消費に伴い発生したものに限る）
- ・古紙類（紙くず等～「新聞、雑誌等はリサイクルを」）
- ・剪定枝（直径5cm以内、長さ50cm以内）、刈草（土を除去したもの）
- ・オムツ（感染症の疑いのあるものは除く） など

② もやさないごみ

- ・従業員が飲食した際に排出されるもの（個人消費したもの）に限り、受け入れます。資源化できるものについては、ごみとせず、できるだけリサイクルをお願いします。

③ 粗大ごみ（もやせるもの）

- ・木製家具（金属、プラスチックが付いていないもの）
- ・剪定枝（直径30cm以内、長さ150cm以内） など



持ち込みできないもの

●産業廃棄物

●家電リサイクル製品

※平成25年1月現在

家電6品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は、メーカーでのリサイクルが義務づけられています。「対象製品を購入した店」または「対象製品を買い替える店」に、申込みをしてください。

●パソコン

※平成25年1月現在

デスクトップ型・ノートブック型のパソコン本体と、ブラウン管・液晶のディスプレイは、メーカーで引き取ってリサイクルしています。直接、パソコンメーカーに申し込んでください。
事業系PCリサイクル <http://www.pc3r.jp/office.html>

●自動二輪車

※平成25年1月現在

自動二輪車や原動機付自転車は、指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店で引き取ってもらってください。
自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

●特殊なもの（処理困難物）

タイヤ、オイル、バッテリー、自動車の部品、ガスボンベ、消火器、建築廃材、ブロック、瓦、焼却灰、ペンキ、シンナー、化学薬品、肥料、土、砂、耐火金庫、電気温水器、ピアノ、ボウリング球、感染性廃棄物、業務用機械、PCBを含むものなど、販売店やメーカーに引き取ってもらうか、専門の処理業者などに依頼してください。

搬入料金

100kgまでは … 1,020円
100kg超は …… 10kg増すごとに100円を加算

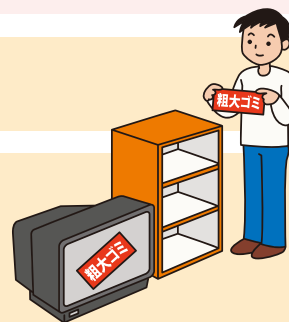
搬入時間

① もやすごみ

月～土曜日 8:30～17:00 ※祝日の搬入もできます

② もやさないごみ、粗大ごみ（もやせるもの）

月～金曜日 9:00～15:00 ※祝日は搬入できません



※ 具体的な品目の取り扱いについては、事業者向け分別辞典「P7～16」を参照ください。

※ 業種により一廃・産廃の取扱いが異なる品目もあるので、ご注意ください。（P4参照）

事業者向け分別辞典



以下の表は、事業所から出る廃棄物を想定して記載していますが、同じ品目であっても、**排出される業種や材質等によっては区分や種類が異なる場合があります。**詳細はP4をご参照ください。

また、以下の表で産業廃棄物と区分している品名のうち、従業員が飲食した際に排出されるもの（個人消費したもの）に限り、「一般廃棄物」として取り扱います。

品名	区分	種類	処分方法及び注意事項
あ アイスピック（材質が金属製のもの）	産廃	金属くず	柄の材質により異なる
アイロン	産廃	廃プラ類、金属くず	
アイロン台（材質が金属製のもの）	産廃	金属くず	
空き缶	産廃	金属くず	リサイクルを心掛けましょう
空きびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	リサイクルを心掛けましょう
アコーディオンカーテン	産廃	廃プラ類	材質により異なる
アダプター（各種電気製品用）	産廃	廃プラ類、金属くず	
穴あけパンチ（材質が金属のもの）	産廃	金属くず	
油（車のエンジンオイル等含む）	産廃	廃油	
雨がっぱ	産廃	廃プラ類	
雨どい	産廃	廃プラ類、金属くず	
網	産廃	廃プラ類	
網戸	産廃	金属くず	
アルミ缶	産廃	金属くず	リサイクルを心掛けましょう
アルミサッシ	産廃	金属くず	
アルミホイル（台所用）	産廃	金属くず	
アルミホイール（車用）	産廃	金属くず	
い 衣装ケース（プラ製）	産廃	廃プラ類	
椅子（木製）	一廃	粗大ごみ	
椅子（プラ製）	産廃	廃プラ類	材質により異なる
一斗缶	産廃	金属くず	
衣類（天然素材）	一廃	もやすごみ	
衣類（化学繊維・プラ製）	産廃	廃プラ類	作業着等
インクカードリッジ・リボン・ボトル	産廃	廃プラ類	リサイクルを心掛けましょう
印刷機	産廃	廃プラ類、金属くず	
インスタント食品の容器・包装（プラ製）	産廃	廃プラ類	
う 植木・苗ポット（プラ製）	産廃	廃プラ類	
植木鉢（陶器）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
え エアコン	産廃	家電リサイクル法対象品目	「購入した店」または「買い替える店」へ（6P参照）
衛生用品（紙類）	一廃	もやすごみ	
液晶テレビ	産廃	家電リサイクル法対象品目	「購入した店」または「買い替える店」へ（6P参照）
液晶モニター（パソコン用）	産廃	資源有効利用促進法対象品目（再資源化製品）	各メーカーに回収を依頼（6P参照）

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
	液体のり（容器）	産廃	廃プラ類	
	MD・MDケース	産廃	廃プラ類	
	塩化ビニール製品	産廃	廃プラ類	
	園芸用支柱（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	延長コード	産廃	廃プラ類、金属くず	
	鉛筆削り	産廃	廃プラ類、金属くず	
お	オイル	産廃	廃油	
	オイル缶	産廃	金属くず	
	OHP（プロジェクター）	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	大型転写機用ロール芯（紙製）	一廃	もやすごみ	
	オーディオ機器	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	オーブントースター	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	オープンレンジ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	お菓子等の包装（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	お菓子等の箱（紙製）	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	置物（陶器）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	落ち葉・雑草・草花	一廃	もやすごみ	
	污泥	産廃	污泥	
	オムツ（紙おむつ・糞尿の付着があるもの）	一廃	もやすごみ	感染症の疑いのあるものは除く 大便は取り除く
	折りたたみ椅子（パイプイス）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	温度計	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
か	カーテン（天然素材）	一廃	もやすごみ	
	カーテンレール（金属製）	産廃	金属くず	
	カーペット（天然素材）	一廃	もやすごみ	
	懐中電灯	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カイロ	産廃	金属くず	
	鏡	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	家具（木製）	一廃	粗大ごみ	
	傘	産廃	廃プラ類、金属くず	
	傘立て（金属製）	産廃	金属くず	
	カセットテープ	産廃	廃プラ類	
	カタログ（冊子）・チラシ	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	カッターナイフの刃	産廃	金属くず	
	カッターナイフの本体（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	カッターマット	産廃	廃プラ類	
	カップ麺容器（紙製）	一廃	もやすごみ	
	カップ麺容器（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	家電製品等の空箱（ダンボール製）	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	金槌	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
	鎌	産廃	金属くず	柄は素材により異なる

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
	花瓶	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	紙類（紙くず）	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	紙コップ・紙皿	一廃	もやすごみ	
	カメラ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	カレンダー（台紙）	一廃	もやすごみ	
	カレンダー（金属部分）	産廃	金属くず	
	瓦	産廃	がれき類	
	緩衝材（プラ製・発泡スチロール）	産廃	廃プラ類	
	緩衝材（紙製）	一廃	もやすごみ	
	乾電池	産廃	金属くず、汚泥	
	感熱紙	一廃	もやすごみ	業種指定あり(4P参照)
	看板（金属製）	産廃	金属くず	
	楽器（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	額縁	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	ガスコンロ・ガスボンベ	産廃	金属くず	
	画紙	産廃	金属くず	
	ガラス	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
き	キーボード（パソコン用）	産廃	廃プラ類	
	ギター・ギターケース	産廃	廃プラ類、金属くず	
	脚立・ハシゴ（金属製）	産廃	金属くず	
	キャップ・ふた（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	給湯機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	金庫（金属製のもの）	産廃	金属くず	
	牛乳パック	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	牛乳びん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	リユースを心掛けましょう
	漁網	産廃	廃プラ類、金属くず	
<	空気入れ（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	空気清浄機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	クーラーボックス	産廃	廃プラ類	
	釘	産廃	金属くず	
	草刈機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	くず入れ（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	車いす	産廃	廃プラ類、金属くず	
け	蛍光灯器具・蛍光管	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	蛍光ペン	産廃	廃プラ類	
	計算機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	掲示板（金属製）	産廃	金属くず、ガ・コ・陶くず	
	携帯電話・PHS(電池パック・充電器含む)			近くの携帯電話・PHS販売店へ(メーカーを問わず回収しています)
	消しゴム・消しゴムの包装フィルム	産廃	廃プラ類	
	玄関マット（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	原動機付き自転車	産廃	二輪車リサイクル法対象品目	指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店へ(6P参照) 事前に廃車手続きが必要

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
こ	更衣ロッカー	産廃	金属くず	
	工具（金属製のもの）	産廃	金属くず	
	工作機械	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コード類	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コーヒーマーカー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コーン	産廃	廃プラ類	
	コップ（プラ製・金属製・陶磁器）	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	コピー用紙	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	コピー機	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	コンクリートブロック	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	ゴム手袋	産廃	廃プラ類	
	ゴムホース	産廃	廃プラ類	
さ	裁断機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	裁縫針・ハサミ	産廃	金属くず	
	作業服（天然素材）	一廃	もやすごみ	
	雑誌	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	座布団（綿）	一廃	もやすごみ	スポンジ部分は「廃プラ類」
	座布団（スポンジ）	産廃	廃プラ類	
	三角コーナー（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
し	CD・CDケース	産廃	廃プラ類	
	CDラジカセ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	芝刈機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ類	材質により異なる
	収納ケース（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	朱肉	産廃	廃プラ類	
	シュレッダーくず	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう 紙に限る
	消火器	産廃	金属くず	消防署・販売店へ問い合わせ
	照明器具	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	食用油・サラダ油	産廃	廃油	
	食用油の容器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	食器（プラ製・金属製・陶磁器）	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	食器乾燥機	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	食器棚（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	新聞紙・新聞チラシ	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	自転車・一輪車	産廃	廃プラ類、金属くず	
	自動二輪	産廃	二輪車リサイクル法対象品目	指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店へ（6P参照） 事前に廃車手続きが必要
	事務机・事務椅子	産廃	廃プラ類、金属くず	
	充電器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	定規（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	ジョウロ（プラ製）	産廃	廃プラ類	材質により異なる
	除湿機	産廃	廃プラ類、金属くず	

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
す	水槽	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	水筒（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	水道用パイプ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	炊飯器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	スキャナー	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	スコップ（金属製）	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
	スタンプ	産廃	廃プラ類	
	スタンプ台	産廃	金属くず	
	スチール缶・皿	産廃	金属くず	
	スチール本棚	産廃	金属くず	
	ステレオ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ストロー	産廃	廃プラ類	
	ストーブ	産廃	廃プラ類、金属くず	燃料を使い切り、電池を抜く
	ストラップ（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	スピーカー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	スプーン・フォーク（金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	木製は一廃
	スプレー缶	産廃	金属くず	
	スポンジ（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	スリッパ類（プラ製）	産廃	廃プラ類	
せ	生花くず	一廃	もやすごみ	
	生理用品（使用済み）	一廃	もやすごみ	
	整理棚（スチール）	産廃	金属くず	
	石鹼	産廃	廃アルカリ	
	石こうボード	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	せともの	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	セメント	産廃	がれき類	
	洗剤容器（紙製）	一廃	もやすごみ	
	洗剤容器（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	洗濯機	産廃	家電リサイクル法対象品目	「購入した店」または「買い替える店」へ（6P参照）
	剪定枝（直径5cm以内で長さ50cm以内）	一廃	もやすごみ	
	剪定枝（直径30cm以内で長さ150cm以内）	一廃	粗大ごみ	
	扇風機	産廃	廃プラ類、金属くず	
そ	掃除機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	掃除機用ごみパック	一廃	もやすごみ	
	ソファ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	そろばん	産廃	廃プラ類、金属くず	木製は一廃
	造花	産廃	廃プラ類、金属くず	
た	体温計（水銀を含む）	産廃	金属くず、ガ・コ・陶くず	専門業者に処分を委託
	体温計（電子）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	耐火物くず（レンガ等）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	体重計	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	

品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
タイヤ	産廃	廃プラ類	リサイクルを心掛けましょう
タイヤチェーン・タイヤホイール	産廃	廃プラ類、金属くず	
タオル（天然素材）	一廃	もやすごみ	
卓上コンロ	産廃	廃プラ類、金属くず	
卓上コンロ用カセットボンベ	産廃	金属くず	
竹	一廃	もやすごみ	
竹製品	一廃	もやすごみ	
畳（建設業より排出）	産廃	廃プラ類、繊維くず	業種指定あり(4P参照)
タッパ	産廃	廃プラ類	
建具（金属製）	産廃	金属くず	
タワシ（亀の子）	一廃	もやすごみ	
タワシ（金属製・スポンジ製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
単車（バイク）	産廃	二輪車リサイクル法対象品目	指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店へ(6P参照) 事前に廃車手続きが必要
台車	産廃	廃プラ類、金属くず	
タンス（木製）	一廃	粗大ごみ	
ダイレクトメール	一廃	もやすごみ	
段ボール	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
ち チェーン（金属製）	産廃	金属くず	
チェーンソー	産廃	廃プラ類、金属くず	
茶がら	一廃	もやすごみ	
茶碗	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
チューブ（プラ製）	産廃	廃プラ類	
調理器具（金属製・プラ製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
チラシ	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
ちりとり（プラ製）	産廃	廃プラ類	
つ つい立（スチール製）	産廃	金属くず	
使い捨てカイロ	産廃	金属くず	
机（スチール製）	産廃	金属くず	
机（木製）	一廃	粗大ごみ	
壺（陶磁器）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
詰め替えパックの袋（プラ製）	産廃	廃プラ類	
て テープレコーダー	産廃	廃プラ類、金属くず	
鉄くず	産廃	金属くず	
鉄パイプ	産廃	金属くず	
テレビ	産廃	家電リサイクル法対象品目	「購入した店」または「買い替える店」へ(6P参照)
テント	産廃	廃プラ類	
DVD・DVDケース	産廃	廃プラ類	
デジタルカメラ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
デスクマット	産廃	廃プラ類	
電気工具	産廃	廃プラ類、金属くず	
電気コード	産廃	廃プラ類、金属くず	

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
	電気スタンド	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	電気ポット	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電球	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	電源装置	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電池（筒型・ボタン型）	産廃	金属くず、汚泥	
	電池（充電式）	産廃	「充電式電池リサイクル協力店」（電器店やスーパーなど）にある「充電式電池リサイクルBOX」に	
	電卓	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電話機	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	電話台（プラ製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
と	灯油	産廃	廃油	
	灯油用ポリ容器	産廃	廃プラ類	
	時計（プラ製）	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	戸棚（スチール製）	産廃	金属くず	
	鳥かご	産廃	廃プラ類、金属くず	
	トレーニング機器	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	ドラム（音楽用）	産廃	廃プラ類、金属くず	
な	長靴	産廃	廃プラ類	
	流し台	産廃	廃プラ類、金属くず	
	長机	産廃	廃プラ類、金属くず	
	鍋類（金属製）	産廃	金属くず	土鍋は「ガ・陶くず」
	生ごみ・残飯	一廃	もやすごみ	
ね	ねじ	産廃	金属くず	
	ネット	産廃	廃プラ類	
の	農機具類	産廃	金属くず	
	農業用ビニール	産廃	廃プラ類	
	ノートパソコン	産廃	資源有効利用促進法対象品目 （再資源化製品）	各メーカーに回収を依頼（6P参照）
	農薬（成分による）	産廃	特別管理産業廃棄物	農協等で回収しています
	のりの容器	産廃	廃プラ類	
は	灰・燃えがら	産廃	燃え殻	
	灰皿	産廃	金属くず、ガ・コ・陶くず	
	配膳台（金属製）	産廃	金属くず	
	廃油	産廃	廃油	
	はかり	産廃	廃プラ類、金属くず	
	箱（紙類）	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	ハサミ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	歯ブラシ	産廃	廃プラ類	
	針金	産廃	金属くず	
	ハンガー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	パイプ椅子	産廃	金属くず	
	パソコン	産廃	資源有効利用促進法対象品目 （再資源化製品）	各メーカーに回収を依頼（6P参照）

品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
パソコン用配線	産廃	廃プラ類、金属くず	
パソコン用プリンター	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
パソコン用モニター・ディスプレイ	産廃	資源有効利用促進法対象品目 (再資源化製品)	各メーカーに回収を依頼（6 P 参照）
パソコンラック（スチール製）	産廃	金属くず	
パレット（荷役台）	産廃	廃プラ類、木くず	
パンフレット	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
バインダー、ファイル（紙製）	一廃	もやすごみ	
バケツ（金属製）	産廃	金属くず	
バケツ（プラ製）	産廃	廃プラ類	
バッテリー	産廃	特別管理産業廃棄物	専門業者に処分を委託
ひ 肥料袋（紙製）	一廃	もやすごみ	
肥料袋（プラ製）	産廃	廃プラ類	
ピアノ・電子ピアノ・オルガン	産廃	廃プラ類、金属くず	
ビールの缶	産廃	金属くず	リサイクルを心掛けましょう
ビールのびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	リサイクル又は、リターナブルを心掛けましょう
ビールのふた	産廃	金属くず	
ビデオカメラ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ類	
ビデオデッキ	産廃	廃プラ類、金属くず	
ビニールクロス	産廃	廃プラ類	
ビニールシート	産廃	廃プラ類	
ビニールテープ・ひも	産廃	廃プラ類	
ビニール袋	産廃	廃プラ類	
ビニールホース	産廃	廃プラ類	
びん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	リサイクルを心掛けましょう
ふ ファイル（紙製）	一廃	もやすごみ	
ファイル（プラ製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
ファックス	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
フィルム・フィルムのケース	産廃	廃プラ類	
封筒	一廃	もやすごみ	
フォーク・スプーン（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	木製は一廃
ふすま（建設業）	産廃	紙くず・木くず	
ふとん（化学繊維製）	産廃	廃プラ類	
フライパン	産廃	金属くず	柄の素材により異なる
フロッピーディスク・ケース	産廃	廃プラ類	
プラスチック（かごなど）	産廃	廃プラ類	
プラスチック容器	産廃	廃プラ類	
プリンター	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
プレハブ	産廃	金属くず、ガ・コ・陶くず	
ブラインド	産廃	金属くず	
ブルーシート	産廃	廃プラ類	

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
	ブロック・コンクリート片（工事）	産廃	がれき類	
	文房具（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
へ	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
	ペットボトル（飲食に伴うもの）	産廃	廃プラ類	リサイクルを心掛けましょう
	ペットボトルのふた・ラベル	産廃	廃プラ類	リサイクルを心掛けましょう
	ペンキ（塗料）	産廃	廃プラ類、廃油	
	ペンキ（缶）	産廃	金属くず	
	ペンチ	産廃	金属くず	
	ベッド（スチール）	産廃	金属くず	
	弁当がら	産廃	廃プラ類	
ほ	包装紙	一廃	もやすごみ	
	包装フィルム	産廃	廃プラ類	
	ホース	産廃	廃プラ類	
	放送設備	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	保温材（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	保管庫（スチール製）	産廃	金属くず	
	ホッチキス	産廃	廃プラ類、金属くず	
	保冷庫	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	保冷剤	産廃	廃プラ類	
	ホワイトボード	産廃	廃プラ類、金属くず	
	本	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
	本立て（スチール）	産廃	金属くず	
	ポット	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ポリ容器	産廃	廃プラ類	
	防犯ブザー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ボール（プラ製・金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ボールペン	産廃	廃プラ類	
	ボルト・ナット	産廃	金属くず	
	盆（プラ製）	産廃	廃プラ類	純木製は「一廃」
ま	マウス	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マウスパッド	産廃	廃プラ類	
	巻尺	産廃	廃プラ類	
	マット	産廃	廃プラ類	
	マットレス（スプリング入り）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	まな板（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	まな板（木製）	一廃	もやすごみ	
	マグネット・マグネットシート	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マジックインキ・マジックペン	産廃	廃プラ類	
	豆電球	産廃	金属くず、ガ・コ・陶くず	
み	ミシン	産廃	廃プラ類、金属くず	
め	名刺（紙製）	一廃	もやすごみ	

	品 名	区分	種 類	処分方法及び注意事項
	メガネ	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	メジャー	産廃	廃プラ類、金属くず	
も	毛布	産廃	廃プラ類	
	モップ	産廃	廃プラ類	
	物干し竿（竹製は一廃）	産廃	金属くず	
や	やかん	産廃	金属くず	
ゆ	浴衣（木綿）	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう 化学繊維製は産廃
	湯飲み茶碗	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	湯沸かしポット	産廃	廃プラ類、金属くず	
よ	容器（金属製）	産廃	金属くず	
	容器（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	容器（ガラス製・陶磁器）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	用紙類	一廃	もやすごみ	リサイクルを心掛けましょう
ら	ライター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ラミネーター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ラジオ・ラジカセ	産廃	廃プラ類、金属くず	
り	リモコン	産廃	廃プラ類、金属くず	
れ	冷蔵庫・冷凍庫	産廃	家電リサイクル法対象品目	「購入した店」または「買い替える店」へ（6P参照）
	冷風機	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	レジャーシート	産廃	廃プラ類	
	レジ袋	産廃	廃プラ類	
	レンジ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	練炭（使用済み）	産廃	燃え殻	
ろ	ロープ（プラ製）	産廃	廃プラ類	
	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	ワープロ	産廃	廃プラ類、金属くず、ガ・コ・陶くず	
	ワープロ用インクリボン	産廃	廃プラ類	
	ワイパー（金属部分）	産廃	金属くず	
	ワイパーゴム	産廃	廃プラ類	
	輪ゴム	産廃	ゴムくず	
	割りばし	一廃	もやすごみ	



4

事業系廃棄物(事業系ごみ)に関するQ & A

Q 事業系廃棄物(事業系ごみ)とは何ですか？

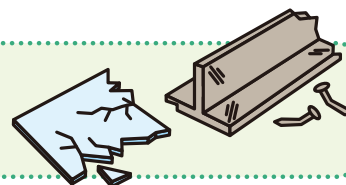
A 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される全てのごみをいいます。事業系廃棄物は、事業活動の種類や、ごみの材質等によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されます。

Q 事業活動には何が含まれますか？

A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

Q 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、法律や政令で定められている種類のごみです。代表的なものとしては、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなどがあります。詳細は、P 4「図：産業廃棄物の種類と具体例」を参照してください。



Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外のごみをいいます。一般的には「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」などを指しますが、ここに掲げたものでも建設業や製造業など限られた業種から排出されたものは産業廃棄物に分類されることもあるので注意が必要です。

Q 事業系廃棄物はどうのように処理したらよいですか？

A 別府市・杵築市・日出町では、事業系廃棄物は収集していません。事業者が自ら処理するか、廃棄物処理業許可業者に委託や依頼をして処理しなければなりません。自社のごみであれば、処理施設へ自ら持ち込むこともできます。

Q 許可業者とは何ですか？

A 廃棄物の処理を業として行うために、行政から許可を得ている業者のことです。廃棄物を集めて処理施設まで運ぶ収集運搬業と、再資源化のための中間処理や埋め立てを行う処分業があります。

Q 許可業者を知りたいのですが？

A 産業廃棄物の処理業許可業者は、(一社) 大分県産業廃棄物協会 (TEL.097-503-0350) にお問い合わせください。事業系一般廃棄物の処理業許可業者は、別府市、杵築市、日出町でそれぞれ許可を出しています。皆様の事業所がある市町の担当課にお問い合わせください。

- ・ 別府市環境課 TEL.0977-21-1134
- ・ 杵築市生活環境課 TEL.0978-62-3131
- ・ 日出町生活環境課 TEL.0977-73-3128

Q 許可業者に委託や依頼をする場合の料金は決まっていますか？

A 許可業者ごとに料金を設定していますので、委託（依頼）をする前に許可業者に確認してください。



Q 直接、藤ヶ谷清掃センターへ搬入した場合の料金はいくらですか？

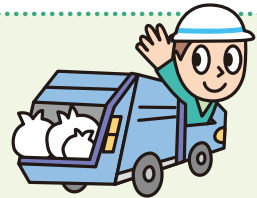
A 事業系一般廃棄物の藤ヶ谷清掃センターへの搬入料金は、100kgまでは1,020円、100kgを超えた場合は10kgごとに100円を加算した額が搬入料金となります。

Q 産業廃棄物についても藤ヶ谷清掃センターに搬入できますか？

A 藤ヶ谷清掃センターに搬入できるのは事業系一般廃棄物のみとなります。産業廃棄物は搬入できませんので、ご注意ください。

Q 事業系廃棄物は、少量しか出ないのですが、許可業者に頼まないといけないですか？

A 自社のごみであれば、自ら処理施設へ持ち込むことができます。
（持ち込み先は、ごみにより異なりますのでP5を参考にしてください）
ただし、ごみの処理を他人に委託（依頼）するときは、必ず許可業者へ委託（依頼）をし、適正に処理しなければなりません。
許可業者以外の者に委託（依頼）した場合は、法律により罰則が適用されます。



Q 事業系廃棄物は、家庭ごみのステーションに出せますか？

A 事業所から出たごみは、量の多少・種類に関わらず、家庭ごみのステーション等には出せません。
もし、事業系廃棄物を出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。

Q 野外焼却を行ってもよいですか？

A 廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。
違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。
※廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。



Q 不法投棄の現場を見つけたら、どこに連絡すればいいですか？

A 廃棄物の不法投棄を見かけたら、直ちに110番、若しくは所轄の警察署、最寄りの市役所・町役場に通報をお願いします。早期発見、早期解決のため、皆さんからの情報をお待ちしています。原因者には、原状回復を基本に厳正に対処します。



事業系一般廃棄物に関すること

●分け方・出し方に関すること

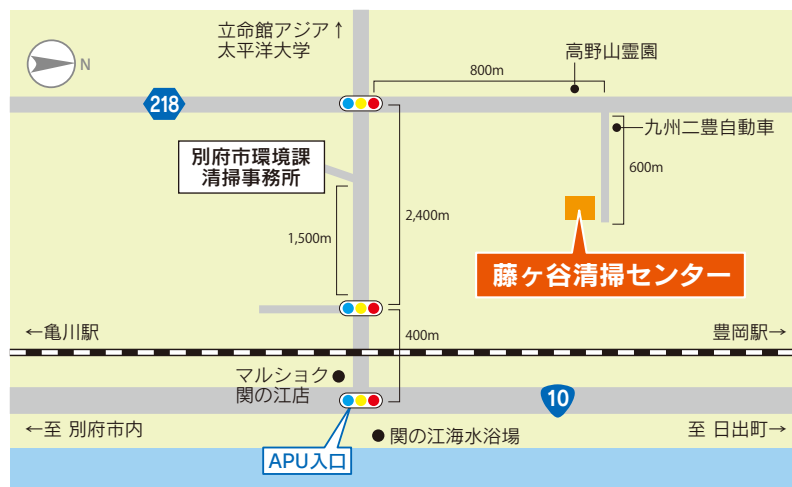
別府市環境課 TEL.0977-21-1134

杵築市生活環境課 TEL.0978-62-3131

日出町生活環境課 TEL.0977-73-3128

●ごみの処理に関すること

藤ヶ谷清掃センター TEL.0977-67-6111



産業廃棄物に関すること

大分県東部保健所衛生課 TEL.0977-67-2513

(一社) 大分県産業廃棄物協会 TEL.097-503-0350